

平成 13 年 5 月 16 日

各 位

京都市中京区御池通烏丸東入 上原ビル 3 階
ニ チ コ ン 株 式 会 社
代表取締役社長 武 田 一 平
(コード番号 6996)
問い合わせ先 取締役経理部長 加藤速雄
電話 (075)231-8461

自己株式取得についてのお知らせ

当社は、平成 13 年 5 月 16 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、国際競争力をより一層強化することを目的として、昨年に引き続きストックオプション制度を実施することとし、これに伴い、自己株式を取得することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

商法第 210 条ノ 2 (取締役又は使用人への譲渡) の規定に基づく自己株式の取得

1. 取得の内容

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社額面普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 5 万 2 千株を上限とする |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1 億 1 千万円を上限とする |

2. 譲渡の内容

- | | |
|--------------|--|
| (1) 譲渡の対象者 | 平成 13 年 6 月 28 日(木曜日)開催予定の当社第 66 回定時株主総会終結の時の新任取締役 4 名及び従業員 22 名合計 26 名 |
| (2) 譲渡する株式の数 | 取締役及び従業員に対し 5 万 2 千株を上限とする。但し、取得価額総額をもって取得すべき株式総数の全株を取得できない場合は、取得する株式総数及び譲渡する株式数を減ずる。 |
| (3) 譲 渡 価 額 | 自己株式の取得価額の総額を取得総株式数で除した価額に 1.03 を乗じた価額 (1 円未満の端数は切り上げ) または権利付与日の前日の東京証券取引所の当社株式の終値(当日に終値がない場合はその前日の終値) に 1.03 を乗じた価額 (1 円未満の端数は切り上げ) のいずれか大きい価額とする。なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株式を発行するとき等は、譲渡価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。 |
| (4) 権利行使期間 | 平成 15 年 7 月 1 日から平成 18 年 6 月 30 日まで。 |
| (5) 権利行使の条件 | 譲渡対象者が 60 歳以上で退職した場合は、原則として退職後 1 年間は与えられた権利を行使することができる。
権利の譲渡、質入れその他の処分及び相続は認めない。
その他の権利行使の条件は、第 66 回定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び従業員との間で締結する契約に定めるものとする。 |

(注) 上記の決定は、平成 13 年 6 月 28 日(木曜日)開催予定の当社第 66 回定時株主総会において、「取締役選任の件」及び「当社取締役及び従業員に譲渡するための自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上